

# 事務局規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）定款第 48 条第 3 項に規定する事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(課及び係)

第 2 条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれの課に同表右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
総 務 課	総 務 係 ・ 経 理 係
事 業 課	事 業 係
広 報 課	広 報 係

(課の分掌事務)

第 3 条 事務局各課の分掌事務は、次の通りとする。

総務課

- 1 定款その他諸規程の制定及び改廃に関する事
- 2 本連盟の会議に関する事
- 3 予算及び決算に関する事
- 4 収入および支出の経理事務に関する事
- 5 職員の給与、服務その他人事に関する事
- 6 広報活動に関する事
- 7 官公庁・関係諸団体に関する事
- 8 その他他の課に属しない事務の処理に関する事

事業課

- 1 本連盟の事業に関する事
- 2 加盟団体に関する事
- 3 登録事務に関する事
- 4 各専門委員会に関する事
- 5 野球規則に関する事
- 6 国際交流事業の企画に関する事

広報課

- 1 本連盟の事業等の広報に関する事
- 2 公式サイトの運営に関する事
- 3 刊行物の制作・配布に関する事

(職及びその職務)

第 4 条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務
事 務 局 長	事務局の事務を総括し、事務局の職員を指揮監督する。
事 務 局 次 長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

2 前項に定めるもののほか、事務局の次の表の左欄に掲げる内部組織に同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれの右欄に掲げるとおりとする。

組織	職 名	職 務
課	課 長	上司の命を受け、課の事務を掌握し、課の職員を指揮監督する。
係	係 長	上司の命を受け、係の事務を処理し、掌握する。
	主 任	上司の命を受け、担当の事務を処理する。
	主 事	上司の命を受け、事務に従事する。

3 前2項に定めるもののほか、会長特命事項につき特専参与を置くことができる。また、必要に応じて嘱託及び臨時職員を置くことができる。

(職の任命)

第 5 条 前条に定める職は、事務職員のうちから会長が任命する。

(係の分掌事務)

第 6 条 係の分掌事務および課員の事務分担は、事務局長が定める。

(事務の代決)

第 7 条 事務局長が不在のときは事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは第2条に定める課の順序に従い課長が、事務局長の事務を代行する。

2 課長が不在のときは課長補佐が、課長補佐もともに不在のとき又は課長補佐が置かれていないときは課長の指定する職員がその事務を代行する。

(代決後の手続き)

第 8 条 前条の規定により代決した事件のうち、重要なものについては、代決者において後閲印を押し、延滞なく上司の閲覧に供しなければならない。

(事務局長の専決事項)

第 9 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 1 事務局職員の服務に関すること
- 2 事務局職員の出張命令に関すること
- 3 物件の購入及び修理に関すること
- 4 印刷物に関すること
- 5 臨時職員の任免に関すること
- 6 その他軽易な事項に関すること

- 2 局務に関して急を要する事項については、事務局長において処理することができる。ただし、処理した事項については、会長に報告し、その承認を求めなければならない。

(執務時間)

第10条 事務局の執務時間は、日曜日、土曜日、休日及び休暇日を除き、午前9時30分から午後5時30分までとする。

(専務理事への委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織等に関し必要な事項は、専務理事が定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

(附則)

この規程は、2017年4月25日から施行する。

(附則)

この規程は、2019年10月27日から施行する。